

岐阜県公報

目 次

規 則

○知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(行政改革課)

ページ
一

号 外 (二) 平 成 十 九 年 十 月 一 日

規 則

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十五号

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一七の項を次のように改める。

七 岐阜県食品衛生法施行条例（平成十二年岐阜県条例第七号）

別表第一二の項第七号及び第十二号、同表三の項第二号、同表五の項第二号、第十号口及び八並びに第十一号、同表六の項第二号、同表七の項第二号及び第五号並びに同表十三の項第一号

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

平成十九年十月一日印刷
平成十九年十月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))